

## 横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例及び同条例施行規則に係る様式を定める要綱

制定 平成 22 年 9 月 29 日 建建企第 1031 号

最近改正 令和 4 年 4 月 1 日 建建防第 6 号

横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例（平成 28 年 12 月横浜市条例第 62 号。以下「条例」という。）及び同条例施行規則（平成 29 年 7 月横浜市規則第 56 号。以下「施行規則」という。）の施行のために使用する協議書、整備促進補助金交付申請書、その他の様式及び仕様について、施行規則第 27 条に基づき、次のとおり定める。

様式及び仕様番号	様式及び仕様の名称	根拠条文
第 1 号様式	協議書	条例第 9 条
第 2 号様式	委任状	
第 3 号様式	協議承諾書	施行規則第 7 条
第 4 号様式	協議結果通知書	条例第 9 条
第 5 号様式	後退用地道路状整備申請書	条例第 16 条第 1 項
第 6 号様式	後退用地道路状整備申請承諾書	条例第 16 条第 2 項
第 7 号様式	後退用地道路状整備決定通知書	条例第 16 条第 3 項
第 8 号様式	土地使用承諾書兼誓約書	条例第 16 条第 1 項 条例第 20 条第 1 項第 2 号 条例第 20 条第 2 項
第 9 号様式	狭あい道路における道路状整備の確認依頼書	施行規則第 20 条
第 10 号様式	関連工事承諾書	条例第 17 条
第 11 号様式	整備促進補助金交付申請書	条例第 14 条第 2 項
第 12 号様式	整備促進補助金交付申請承諾書	条例第 14 条第 3 項
第 13 号様式	整備促進補助金交付決定通知書	条例第 14 条第 4 項
第 14 号様式	整備行為完了申告書	施行規則第 16 条第 3 項
第 15 号様式	整備行為費用申告書	施行規則第 16 条第 5 項
第 16 号様式	整備促進補助金額決定通知書	条例第 14 条第 5 項
第 17 号様式	整備促進補助金請求書	施行規則第 16 条第 7 項
第 18 号様式	補助金受領委任状	施行規則第 16 条第 7 項
第 19 号様式	整備促進補助金交付決定取消通知書	条例第 15 条第 1 項
第 20 号様式	住所変更届	
第 21 号様式	取下届	
第 1 号仕様	後退杭仕様	施行規則第 17 条第 1 項
第 2 号仕様	後退びょう及び明示盤仕様	施行規則第 17 条第 1 項
第 3 号仕様	後退済表示板仕様	施行規則第 17 条第 2 項

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成 22 年 9 月横浜市規則第 60 号）による改正前の横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例施行規則（平成 7 年 4 月横浜市規則第 58 号）の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則

(施行期日)

- この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 29 年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に横浜市狭あい道路の整備の促進に関する条例施行規則（平成 7 年 4 月横浜市規則第 58 号）の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則

(施行期日)

- この要綱は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。